

官民競争入札等監理委員会
第161回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第161回 官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：平成27年9月24日（木）15:58～16:57

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会

2. 実施要項（案）について

- （独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構本社ネットワーク管理業務
- 政府統計共同利用システムの運用・保守業務

3. 第48回施設・研修等分科会 審議結果について

4. 平成27年度の事業選定方針及びプロセスについて（案）【非公開】

5. 閉会

○引頭委員長 皆様、こんにちは。

定刻より少し早いですが、皆様おそろいですので、第161回「官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきたいと思います。

最初に事務局で人事異動がありました。7月28日付で市川事務局長の後任として小野事務局長が着任されましたので、御挨拶をお願いいたします。

○小野事務局長 小野でございます。

委員の皆様方には大変お世話になります。御指導のほう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○引頭委員長 ありがとうございます。

本日の議題は議事次第のとおりでございますが、議題4につきましては、本委員会の運営規則第5条の規定に基づきまして、会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開することといたします。

まず実施要項（案）について御審議いただきたいと思います。本件については、事業主体からの報告に基づきまして、入札監理小委員会で審議を行いました。

それでは「独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 本社情報ネットワーク管理業務」「政府統計共同利用システムの運用・保守業務」以上2件の実施要項について、石堂主査から御報告をお願い申し上げます。

○石堂委員 それでは、私から報告させていただきます。2件ありますが両方ともシステム案件でありまして、さらに両方ともこれまで1者応札だったことがございまして、いかにして新規の業者の参入を図るかを中心にした審議となっております。

まず鉄道建設・運輸機構でございますけれども、5月15日に小委員会にかかりまして、資料1-1の前にポンチ絵で「『機構本社情報ネットワークシステム管理業務』の概要」があると思うのですが、個別システム、共通して使う業務システム、本システムと3つの区分がありまして、さらにそれをアプリケーションとハードウェアという中で、太枠の部分が今回の事業であります。

一部保守業務を含んでおりますけれども、ごく一般的なシステム管理業務という感じでございます。右下にありますように800台の端末、サーバーが73台で、6名の常駐を基本とした業務になっております。

経費は単年約1.5億円で、今回は4年の契約でございます。ただ、4年といいましても来年の平成28年1月から平成32年3月ということで、中途半端になっていまして、これは平成28年1～3月にかけての3カ月間は引き継ぎのための期間で、平成28年4月から本格的業務が始まるという内容になっております。

資料1-1が小委員会の議論等なのですが、幾つかの点につきまして議論になりました。ただ、このペーパーの裏面を見ていただきたいのですが、「4. 実施要項（案）全般について」という項目があるのですが、個別の問題以外に、先ほど申し上げましたように新規の業者の参入意欲をそぐ部分がないかという目でずっと見ていきますと、要項の各

所にそういった事項が散見されるということで、本件については全体に見直してくださいということが一つございました。その結果、5月15日の小委員会の後、6月19日にもう一回再審議をして今回、本委員会に上がってきているということでございます。

それでは、資料1-1の1番目から順にどのような点が問題になり、それに対する対応をとったかについて御説明申し上げたいと思います。

まず「1. 総合評価における価格点と技術点の配分について」で、機構さんの原案では、価格点と技術点を1:2としてまいりましたが、冒頭で申し上げましたようにごく一般的なシステム管理ということからいけば、技術点に2倍の配点をするのは不合理ではないかということが非常に議論の焦点になりました。機構さんとしては、これまでのシステム案件で大体この1:2を基本としてやってきたということ以外、余り強烈的な主張がございませんでした。

結局は、技術である程度点数をとってしまいますと、価格は相当高くてもその業者がとってしまうことになりかねないので、やはり1:2という比率は不相当であろうということで、最終的に1:1にさせていただきました。

もう一つは、配点が非常に粗く、上の【論点】にありますように配点合計が90点ということです。そうすると1点当たりの比重が非常に大きくなるということで、技術点と価格点をそれぞれ1,000点ずつにして、きめ細かな配分ができるようにするという改善を行いました。

「2. 従来の実施条件に関する情報の開示について」でございますが、開示内容が常勤の部分についてのみでありまして、非常勤があるとだけ書いてある。どのくらいの非常勤があったかという実績がぜひ必要であるということで、これにつきましても、単なる延べ人数ではなくて、人月の換算で実態を反映した数字を要項に記載していただいたということでございます。

「3. 評価項目について」でありますけれども、微妙な表現なのですが、「機構にとって有益な」という修飾語がついておりまして、機構にとって何が有益かは、既存の業者はある程度これまでの体験の中で感ずることができても、新規に参入しようという業者にとっては皆目見当がつかないという部分ではないかということで、この「機構にとって有益な」というやや抽象的な言葉をとっていただいたということでございます。

裏面に行きまして、4番目は先ほど言いました全体的な話でございます。

「5. 創意工夫の発揮可能性について」ということで、こちらも創意工夫の提案をするときに、それが「実績に基づく」という表現がございましたが、競争性の観点からいけば実績の有無を問わず、いいと思う提案であればできるようにすべきではないかということで、こちらも「実績に基づく」という言葉をとっていただいたということでございます。

全体的な見直しということを冒頭で申し上げましたけれども、ここに挙げましたことのほかにも、例えば過去の実績の評価について、「公的部門での実績を評価する」という表現がありました。それについては、公的な部分の実績は評価するけれども、民間における

実績は評価しないというのはいかなる理由があるかということで、これも修正していただいた。また、引き継ぎについても、発注側が引き継ぎの全体の工程をきちんと担保していくという部分が欠けていましたので、それも補っていただいたという点をかなりの箇所直していただいたことになっております。

最後に「6. 意見募集の結果報告」ですが、これは8者から70件余りのかなり多い意見が出されました。いずれも内容は業務範囲の明確化が主でございましたので、要項全体について22件の修正を行ったということでございます。

鉄道建設・運輸機構の関係につきましては、以上でございます。

もう一つ、独立行政法人統計センターの政府統計共同利用システムでございます。こちらにもポンチ絵がついておるかと思いますが、システムを利用する方からの問い合わせ等に対する対応、システムの運用・保守業務という両面の業務でございまして、こちらにも内容といたしましてはごく一般的な内容で、年間約2億円の額でございます。

こちらもこれまで単年度で参りまして1者応札でありましたので、今回はセンターさんの改善といたしまして、契約年数を複数年にすると。ただ現在考えておりますのは、平成28年4月から平成29年12月と1年9カ月で中途半端なのですけれども、これは平成30年1月にシステムの更改があるということで、この年限になっております。また、センターさんのほうで、先ほどもあったような総合評価の刻みを細かくして、きめ細かな評価ができるようにしたという改善を載せた要項を示してまいりました。

小委員会での議論並びにそれに対する改善点につきましては、資料2-1をごらんいただきたいと思っております。まず「1. 入札参加者拡大に向けての取組について」で、アプリケーションの改修が入っているのですけれども、その著作権がはっきりしていないのではないかという指摘がございまして、これにつきましては【対応】にありますように、アプリケーションについて著作権は国または統計センターが保有しているので、著作権上の問題は改修に当たって生じないということを明記したことが一点であります。

もう一点は「2. 従来の実施状況に関する情報の開示について」でございまして、アプリケーションの保守をこの事業が含んでいるのですけれども、過去の保守業務の実態についての情報開示がない。これは新規に参入しようとする業者にとってはかなり不安材料になるのではないかということで、そこを情報開示していただいたということでもあります。

先ほどの鉄道建設・運輸機構の業務も保守を一部含んでいたのですが、あちらは要項の中にかなり過去の実績が細かく記載されていたということで問題にならなかったという部分であります。

あと、本件についてのパブリックコメント等につきましては、意見招請において2者から3件の意見が寄せられましたけれども、実施要項の修正に至る意見はなかったということでございます。

2件についての報告は以上でございます。

○引頭委員長 ありがとうございます。

ただいま御説明がありました内容について、御意見、御質問等がございましたら、御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

稲葉委員、お願いします。

○稲葉委員 これは両方ともそうなのですけれども、この種の運用・保守の業務を委託するといったときに、既に今やっている人たちを転籍してもらって、アウトソース先の人として仕事をしていただくというのが、民間ではよくある形なのです。

これはもちろん、過去からの継続で今やっている人は、多分、引き受けているアウトソース先の人だろうと思うのですけれども、例えばそういう業務についてよく知っている人を短期に転籍なり出向させるので、そういう人のノウハウをよく使いながら運用するとすれば、もう少しcost efficientにできるのではないかみたいな、あるいはそうすれば単なる1者入札みたいに、よく知らない人でもある程度そういう人からノウハウを活用できるという形で、もう少し充実したやり方が方法としては考えられるのではないかと思うのですが、こういうものは官業ではなかなかできない話なのではないでしょうか。

○引頭委員長 これは事務局からお願いします。

○新田参事官 詳細について承知しているわけではないのですけれども、公務員になる場合、国家公務員法に基づいて守秘義務の問題でありますとかいろいろと縛りがあって、さらには、いる期間の経験をまた民間に戻っていただくことについての手続でありますとか、経験を業績にどう反映させるかとかいった問題がいろいろとあって、人事上の問題があって、短期間に民間から転籍をして云々ということは多分、今、法的な裏づけがあるもの以外はないと思っています。

一方で、法的な裏づけがあるのは、公サ法や、つい最近成立したPFI法の中で、PFIに事業が移管した場合に、逆にこれまで管理していた公務員がノウハウを持っているということもあるので、公務員を民間に出向させて、戻ったらまたもとの公務員に戻すという手続が法制化されているところなのですけれども、そういった理由がないと厳しいのかなという気が直感的にはいたします。

詳細について承知しているわけではないので、間違っただけを申し上げているのかもしれないのですけれども、またそれは確認させていただければと思います。

○引頭委員長 ありがとうございます。

石堂委員、何かございますか。

○石堂委員 この監理委員会関係でやっている中では、例えば今まで官がやっていた仕事を民に移す最初の時点で、民間にその能力があるかないかという場合に、官の側から人を出す仕組みを考えてやっていくということがたしかあったと思います。

我々が今やっているような民間競争入札をやって、それを繰り返しているという部分については、民間にそういう一定のノウハウがあるという前提で、それを持っている会社ごとが競争していただければいいという世界でやっているのが実態かと思っています。

○引頭委員長 ありがとうございます。

○稲葉委員 多分そういうことなのだろうと思いますが、しかし、もっと多く応札してもらいたいというのは、そこに含まれている非常に機微に触れるようなノウハウとか、そういうものを十分に伝達してから参加してもらいたいと。そういうやり方もありますが、そうではない工夫の仕方もあってもいいのではないかと。そういうものを入札の一種のイノベーションとして考えていかないと、こういう問題はいつまでたっても解決しないと思われれます。

○引頭委員長 貴重な御意見をありがとうございます。

ほかに御質問・御意見はございますか。

清原委員、どうぞ御願います。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。

今回、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の管理業務につきましては、本当に小委員会が丁寧に指摘されて、このような要項になったと思います。

ただ、例えば、指摘された点の大切な部分であります技術力と運用管理に関する技術点と価格点の配分ですとか、あるいは配点が2桁だったのを4桁にするとか、こういうことについては、むしろ小委員会が配慮して御指導されるというよりも、何らかの一般的なこうした要項をつくる時の前例としてのほかの案を参考にさせていただくとか、そういうことが第一義的には必要なことではないかと私は感じました。そういう点では、政府統計共同利用システム運用・保守等業務については、少なくともこの配点などについては最初から4桁であるということですから、今後、特に情報ネットワークシステムはこちらで議論させていただくことも頻度が多く、いわば前例がかなり蓄積されているように思います。

したがって、これから取り組まれるところあるいは改善を考えていらっしゃる所においては、これまでのよい前例といえますか、あるいはよりどころとなるものについて、こちらに提出していただく前の段階で少し活用を図っていただくほうがよろしいのではないかと思います。

入札監理小委員会で扱われる件数が多いものですから、何か随分今回は時間を割いていただいたのではないかと感謝いたしますとともに、事前にそうしたものを参考にさせていただくような情報提供をさらにしていただければよいのではないかと感じました。

以上です。

○引頭委員長 ありがとうございます。

では、事務局から御願います。

○新田参事官 実はこの件に関しましては、この場合は独立行政法人ですけれども、事前の事務局と実施府省の間の調整の段階で、配点に関しては問題があるのではないかとということで御指摘をさせていただいたところなのですが、事務局レベルではなかなかうまく調整ができなくて、最終的に小委員会でそこは審議をいただきましょうという流れになっている部分がございます。

ただ、御意見いただいたことは極めてごもっともな御意見でございますので、蓄積され

ているノウハウについてはできるだけ整理をした上で、うまく活用していくことについても引き続き検討を進めたいと思います。

どうもありがとうございます。

○引頭委員長 清原委員、どうぞ。

○清原委員 事務局の御苦勞がよくわかりました。やはりそういうことでありますれば、より一層こうした取り組みにかかわる方の意識啓発というか、そういうことがさらに現段階でも重要だということがわかりました。改めて事務局及び小委員会に感謝の気持ちでいっぱいです。

ありがとうございます。

○引頭委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見等はございますか。

では、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

今、稲葉委員、清原委員から大変貴重な御意見を頂戴いたしました。稲葉委員はできるだけ官のノウハウが新規受託者に移転するような仕組みとといったものはないだろうか。清原委員からは配点等定型的なものについては、もう少し普遍的に要項に反映できないかということでした。これにつきましては、今後事務局に御検討いただきたいと思えます。

それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定により付議されました実施要項（案）につきましては、監理委員会として異存はないということにさせていただきたいと思えます。

続きまして、「第48回施設・研修等分科会 審議結果」につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○新田参事官 資料3によりまして、私から御説明を申し上げます。資料の説明に入ります前に、この件の経緯につきまして簡単に御紹介を申し上げます。

これは多くの委員の皆様が御承知だと思いますけれども、昨年度の民間からの意見募集の中で、3つの事業について具体的な提案がございました。一つは若者ハローワークなどのハローワークの派生する業務について民間に委託をしていただきたい。もう一つは、国立大学法人が管理する施設について、施設の管理業務を包括的に民間に出していただきたい。もう一つが、国立病院機構が管理しております国立病院の施設管理につきまして、これも包括的に民間に委託できないかという3つの御提案がございました。

この3件に関しましては、それぞれ分科会でヒアリングを実施府省等に対して行わせていただいたところございまして、3月5日に施設・研修等分科会で文部科学省及び国立病院機構に対して、3月10日に公物管理等分科会で厚労省に対してヒアリングをさせていただいたところです。

このうちハローワーク関係につきましては、このヒアリングの中で厚労省から派生ハローワークの業務のうち民間に出せるものについて民間に出すという方針が示されましたの

で、ことしの7月に決定をいたしました基本方針の別表の中でそれを反映させていただいたところでございます。

残ります国立大学と国立病院機構に関しましては、3月のヒアリングの段階で提出いただいた資料に若干まだ不足があったりというところもありまして、引き続き議論しようということになりまして、改めて6月24日に再ヒアリングをさせていただいたところでございます。

この再ヒアリングの結果につきましては、7月27日の管理委員会で御報告をさせていただいたところでございますが、国立病院機構に関しましては、機構で改めて個々の病院と調整をした上で、市場化テストの対象にできる事業はないかについても一度調べると。その結果について報告をなささいという結果になったところでございます。

その結果がこの資料でございます。資料3の「1. 事務局からの報告内容」で、今ほど申し上げましたとおり、施設・研修等分科会から審議の総括といたしまして、民間競争入札の導入について大きな効果が期待できる案件を抽出できないかと。それについて個々の病院と調整してくださいと求めたところ、それに基づきまして国立病院機構から事業の規模でありますとか競争の環境、あるいは直近の入札の結果などを踏まえて、東京医療センターの施設管理業務に関しまして、これはちょうど平成29年度から事業が切れるということでございますので、この部分について市場化テストを導入したいという御意向が示されたということでございます。

この経過につきまして分科会に御報告をさせていただいたところ、【委員からの主な意見】として書いてございますけれども、この業務が既に一定の包括化がなされていると言いながら1者応札になっているということで、競争性の改善がなされていないという問題があるということでございます。今回、民間競争入札の実施に当たりましては、包括化の範囲が適当かどうかも含めて、競争性の改善について留意をして議論していただきたいということが一点。

もう一点、各業務を別々に契約している病院についても、その業務の包括化についてこの民間競争入札の導入効果の検証を踏まえて推進していくことが重要であろうという御意見をいただいたところでございます。

事務局のここの結果を踏まえまして、来年度の7月にまた予定されております基本方針の別表の中に東京医療センターの施設管理業務について書き加えていくことになったと認識しております。

もう一件、国立大学法人の施設管理に関しましては、この後御説明を申し上げます事業方針の中にも反映させていただきますけれども、6月の再ヒアリングの結果といたしまして、平成27年度の事業選定方針に反映していくことが決まっているところでございます。6月の段階で提出されました首都圏7大学の契約状況の中から、その改善の余地のあるものについて案件を抽出して、それをヒアリング対象としていくということで結論を得ているところでございます。

以上でございます。

○引頭委員長 ありがとうございました。

ただいま御説明がありました内容について、御意見、御質問がございましたらお願い申し上げます。

よろしいでしょうか。事務局におかれましては、民間競争入札の実施に向けて、引き続き作業を進めていただきたいと思います。

以上をもちまして、本日の公開審議は終了となりますので、恐縮ですが傍聴者の方は御退席をお願い申し上げます。